

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第10回総会

令和5年10月16日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年10月16日 午後2時46分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

| | |
|---------|---------------|
| 1 佐藤 孝 | 2 高橋 貢 |
| 3 寺島 智史 | 4 佐藤 親 |
| 5 大泉 忠志 | 6 山家 修 |
| 7 菅野 昭一 | 8 蓬田 浩幸 |
| 9 浅野 国英 | 10 佐藤 徳雄 (欠席) |

農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴 北半田地区 丹治 静江
万正寺・平沢地区 佐藤 正幸

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之
係長 吉田 安孝

主任主査 後 藤 尚 子
主任主査 小野地 俊 介
農業振興調整官 荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

| | |
|-------|---|
| 職務代理者 | <p>本日、会長が欠席しておりますので、桑折町農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、会長職務代理者である私が議長の職務を行います。</p> <p>ただいまから令和5年第10回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。</p> <p>まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 職務代理者 | <p>それでは議事録署名委員を指名いたします。</p> <p><u>8番 蓬田 浩幸 委員</u> <u>1番 佐藤 孝 委員</u> を指名いたします。</p> |
| 職務代理者 | <p>それでは、総会日程第2、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【報告第5号、農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】</p> <p>市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。</p> <p>整理番号1ですが、宅地分譲用地とするための転用です。今後、既存宅地部分と合わせて、4区画の宅地とする計画です。</p> <p>内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受</p> |

理したため報告します。

職務代理者

ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

職務代理者

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

次に、総会日程第3、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第26号、農地法第3条許可申請 整理番号2、3を朗読後、説明】

整理番号2の申請地は、譲渡人がこれまで所有・耕作していた農地です。今回は、親子何の戦前贈与で、農地の所有権移転を行うための申請です。

同一世帯の親子ですので、所有権を移転したとしても農地利用等に影響はないと考えます。

本申請については、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

次に整理番号3の申請地は、譲渡人がこれまで所有していた狭小な農地ですが、現在耕作は行われておりません。申請人は県外居住であり、当該農地での耕作は不可能ということで、町内で農業を営む譲受人に所有権移転を行うための申請です。

今回、既存住宅を農業用倉庫として利用するため、隣接するこの農地を含めて売買による所有権移転を予定しているということです。狭小農地のため、実際に耕作を行うのは不可能ですが、農業用倉庫の敷地の一部として適切に管理されるものと思われます。

本申請については、別紙のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

職務代理者

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者

全員賛成ですので、議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第4、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第27号、農地法第5条許可申請 整理番号4を朗読後、説明】

整理番号4の譲受人は、当該農地の隣接地で砂利の採取販売及び建設業を営んでおります。今回は、会社の砂利プラント敷地が手狭になったので、拡張するための転用申請となります。

当該農地では、耕作されておられません。

譲受人の会社は阿武隈川沿いにあり、かつ、進入路の関係で、敷地拡張の予定地として、この農地以外に適地がない状況です。

当該農地は白地の第一種農地ですが、事業継続のためにやむを得ない場合は農地転用が可能です。

また、当該農地と南側農地との境には防風ネットが設置されております。これは以前の一時的転用の公共工事の土砂置き場とした際に設置したのですが、以前の一時的転用の際に、周辺農地所有者から土砂が飛んでくるなどの苦情はなかったとのことですので、今回の転用による周辺農地への影響もないものと考えられます。

以上のことから、今回、会社敷地拡張のために農地を転用することはやむを得ないと考えます。

職務代理者 ただいまの説明に関連して、桑折地区担当の 井浦成晴 推進委員より現地報告書が提出されておりますが、補足説明があればお願いします。

井浦委員 ありません。

職務代理者 次に整理番号5、整理番号6について事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第27号、農地法第5条許可申請 整理番号5、6を朗読後、説明】**

整理番号5の譲受人は、当該農地の隣接地で、道路改良工事を行うこととなり、その資材置き場及び仮設道路用地とするための一時転用申請となります。

当該農地は白地の第二種農地で、現在、農地の一部で自家用野菜が栽培されております。

今回は、町発注の町道改良工事ということで、一時通行止めを伴った作業をする都合上、仮設道路を設置しなければならず、それが可能なのは隣接地である当該農地のみとなります。また、工事後は現状復旧して返却するとのことですので、今回の転用による周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上のことから、今回、道路改修工事のために農地を一時転用することはやむを得ないと考えます。

続きまして、整理番号6の譲受人は、桑折町と福島市の境で風力発電事業を行う計画を立てており、その変電施設候補地の地質調査のための一時転用申請となります。

当該農地では、現在耕作はされておられません。

譲受人は、町境の山中に設置される風力発電機から送られた電気を、林道に埋設する送電線で平沢地区まで送り、当該農地そばの東北電力の鉄塔から送電線網へ連携するという計画を立てており、道路わきかつ鉄塔そばの当該農地が、変電施設の設置場所として最適であるということです。今回は、やぐらを設置して行う地質調査のみですので、周辺農地への影響はないものと考えます。

当該農地は農振農用地ではありますが、調査のため一時的に転用することは可能となっております。なお、今後、実際に変電施設を建設するという事になれば、農振農用地の除外及び農地転用の手続が必要となります。

以上のことから、今回、地質調査のために農地を一時転用することはやむを得ないと考えます。

職務代理者

ただいまの説明に関連して、整理番号5について北半田地区担当の 丹治静江 推進委員より、整理番号6について平沢地区担当の 佐藤正幸 推進委員より現地報告書が提出されておりますが、補足説明があればお願いします。

丹治委員

ありません。

佐藤委員

ありません。

職務代理者

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者

全員賛成ですので、議案第27号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第5、議案第28号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

事務局

整理番号7については、5番 大泉 忠志 委員が設定人となっておりますので、

桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(5番 大泉 忠志 委員 退席)

職務代理者 それでは整理番号7について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第28号、基盤許可促進法 整理番号7を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号7については、譲受人が所有する農地に隣接または近接した農地の所有権移転です。先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員立ち合いのもと双方で合意した案件となります。

今回は、譲渡人の経営規模縮小及び譲受人の経営規模拡大を理由とした所有権移転となります。農地取得後は、野菜の栽培をするということなので、農地取得による周辺農地への影響はなく、適切に農地が利用されると考えます。

職務代理者 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

職務代理者 全員賛成ですので、整理番号7は原案のとおり決定いたしました。

(5番 大泉 忠志 委員 入室し着席)

職務代理者

それでは整理番号8について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第28号、基盤許可促進法 整理番号8を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号8については、譲受人が所有する農地に近接した農地の所有権移転です。先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員会立ち合いのもと双方で合意した案件となります。

今回は、譲渡人の経営規模縮小及び譲受人の経営規模拡大を理由とした所有権移転となります。現在、譲受人は当該農地を賃貸借しており、桃を栽培しておりますが、農地取得後も引き続き栽培するという事なので、農地取得による周辺農地への影響はなく、適切に農地が利用されると考えます。

職務代理

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成ですので、整理番号8は原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、10月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和5年第10回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時05分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月16日

桑折町農業委員会会長職務代理者

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人